

京都市宇津峡公園条例施行規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第84号

京都市宇津峡公園条例施行規則

(利用許可の申請)

第1条 京都市宇津峡公園条例（以下「条例」という。）第5条の規定により利用の許可を受けようとするものは、京都市宇津峡公園利用許可申請書（別記様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(受付期間)

第2条 前条の規定による申請は、利用しようとする日（その日が2日以上にわたるときは、その初日。以下「利用日」という。）の属する年度の前年度の2月1日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 市長は、第1条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る利用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(付属設備の利用に係る料金の上限額)

第4条 条例別表第3に掲げる付属設備はテントとし、その利用に係る料金の上限額は1張りにつき1日（同表備考1に規定する1日をいう。）2,000円とする。

(利用料金の還付)

第5条 条例第8条ただし書の規定により京都市宇津峡公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を還付する場合及びその金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理上の都合により利用の許可を取り消した場合 全額

- (2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 全額
- (3) 利用を取りやめる旨の申出があり、市長が相当の理由があると認める場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - ア コテージ又はオートキャンプ場 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - (ア) 利用日の2週間前までに申出があった場合 全額
 - (イ) 利用日の1週間前までに申出があった場合 条例第7条第4項第1号又は第2号に掲げる額の2分の1に相当する額を控除した額
 - (ウ) 利用日までに申出があった場合 条例第7条第4項第1号又は第2号に掲げる額を控除した額
 - イ デイキャンプ場 全額

(利用料金の減免)

第6条 条例第9条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、管理受託者（条例第13条の規定に基づき京都市宇津峡公園の管理の委託を受けた団体をいう。）に提出しなければならない。

(特別の設備)

第7条 条例第10条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとするものは、当該設備に係る設計書、仕様書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

別記様式（第1条関係）

京都市宇津峽公園利用許可申請書

(あて先) 京 都 市 長		年 月 日	
申請者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）		申請者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー	
京都市宇津峽公園条例第5条の規定により利用の許可を申請します。			
利 用 す る 期 間		年 月 日（曜日） 時から	
		年 月 日（曜日） 時まで	
利用する施設	コ テ ー ジ	棟	人
	オートキャンプ場	区画（テントを持 参する場合 張り）	人
	デイキャンプ場	人（テントを持参する場合 張り）	
付 属 設 備 の 利 用 の 有 無		<input type="checkbox"/> 有（ 張り）	<input type="checkbox"/> 無
特 別 の 設 備 の 有 無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
利 用 の 目 的			

(産業観光局農林部農業振興整備課)